

令和7年2月27日	資料2
第2回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会	

障害福祉DBの提供データに実施する加工について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
Children and Families Agency, Government of Japan

前回の議事の振り返りと今回の議事について

第1回専門委員会では、「障害福祉DBデータについて」の議事において、障害福祉DBデータの概要を説明した。

今回、申出者に提供するデータについて、提供前に実施する加工処理についてご説明する。修正すべき点や追加すべきこと等、改善すべき点があれば意見を賜りたい。内容に問題なければ承認いただきたい。

【当資料の内容】

1. 障害福祉DBに格納されているデータについて
2. 提供前に実施する加工処理について

1． 障害福祉DBに格納されているデータについて

1. 障害福祉DBに格納されているデータについて

障害福祉DBには、障害支援区分認定データ（障害支援区分認定情報）、障害福祉サービス等給付費等明細書データ（障害福祉レセプト情報）、台帳情報データ（台帳情報）が格納されている。

分類	内容
障害支援区分認定データ	障害福祉サービスを受けるための「障害支援区分」の認定調査結果等のデータ。調査時点の身体の状態を把握可能。
給付費等明細書データ	障害福祉サービス、障害児支援の給付実績データ。サービス利用状況を把握可能。
台帳情報データ	給付手続きのための各種台帳情報データ ・受給者台帳 ・事業所台帳 ・市町村台帳 ・都道府県等台帳

(参考) 提供対象とする予定の障害福祉DBデータ

提供対象として想定している障害福祉DBデータは、以下の通りである。

No	分類	情報種別
1	障害支援区分認定データ	障害支援区分認定データ
2	給付費等明細書データ	給付費明細データ（基本情報）
3		給付費明細データ（明細情報）
4		給付費明細データ（集計情報）
5		給付費明細データ（契約情報）
6		給付費明細データ（日数情報）
7		計画相談給付費明細データ（基本情報）
8		計画相談給付費明細データ（明細情報）
9		計画相談給付費明細データ（サービス情報）
10	台帳データ	事業所・施設等台帳情報（基本情報）
11		事業所・施設等台帳情報（サービス情報）
12		受給者台帳（基本情報）
13		受給者台帳（支給決定情報）
14		市町村台帳（基本情報）
15		市町村台帳（独自助成情報）
16		市町村台帳（行政区情報）
17		都道府県等台帳（基本情報）
18		都道府県等台帳（独自助成情報）
19		都道府県等台帳（行政区情報）

（参考）障害福祉DBに値が格納されていない項目について

単体で特定の個人を識別することができる情報については、障害福祉DBへのデータ格納時に値が削除されている。
該当項目は次の通り。

該当項目

名称（カナ）、名称（漢字）、郵便番号、住所（カナ）、住所（漢字）、電話番号、FAX番号、
氏名（カナ）、氏名（漢字）、職名、受給者証番号、受給者氏名（カナ）、児童氏名（カナ）、
支給決定者氏名カナ、支給決定児童氏名カナ、給付決定保護者氏名カナ、
給付決定に係る障害児氏名カナ、給付決定に係る児童氏名カナ

注）なお、事業所等の郵便番号等、欠値ではない郵便番号の取り扱いは後述する。
上記「該当項目」内の「郵便番号」は事業所等の開設者、管理者の住所の郵便番号である。
「名称（カナ）」、「名称（漢字）」は事業所名である。

2．提供前に実施する加工処理について

2.1 各データ項目の類型と加工処理の概要

本資料で説明する、提供時にデータに施す加工処理の概要は以下の通り。次頁以降で詳細を説明するが、これらの処理で問題ないかについてご意見をいただきたい。

No.	分類	個別対応	他DBとの差異	加工処理（案）
①	個人を特定しうる特異な記述を含む可能性がある項目	申出によらず一律	他DBと同様	提供データにおいては空欄に置き換える。
②	事業所・自治体の識別情報	申出によらず一律	介護DBと同様	提供データにおいては空欄に置き換える。
③	生年月日	年齢階級の区分については指定可能	NDB、介護DB等と同様（※1）	原則、年齢階級へ変換する。研究内容に応じて、年齢への変換や、年月の提供も可能とする。
④	定員数・利用者数	階級区分の指定が可能（※2）	他DBと同様	原則、階級化して提供する。
⑤	市町村番号	匿名化有無を選択可能	NDB、介護DB等と同様（※3）	原則、匿名化する（※4）。
⑥	都道府県番号	匿名化有無を選択可能	独自	- 原則、匿名化しない。 - 難病コードの提供を希望する場合には、原則匿名化する（※5）。
⑦	事業所番号	申出によらず一律	他DBと同様	匿名化することを必須とする。

（※1）難病・小慢DBでは、生年月日は「生年月」に加工しており、年齢階級に変換していない。

（※2）階級区分の指定が無い場合、事務局案の区分を適用する。**階級区分の指定がある場合には個別審査で判断する。**

（※3）iDBでは、市町村番号は原則、提供していない。

（※4）**匿名化を希望しない場合には個別審査で判断する。**

（※5）障害者総合支援法の対象疾病の疾病の名称に対応したコード（難病コード）の提供を希望する場合には、都道府県番号は原則、匿名化とする。**匿名化を希望しない場合には個別審査で判断する。**

2.2 各データ項目の類型と加工処理の概要（1 / 7）

以下の項目は、自由記述として入力可能であり、個人を特定しうる特異な記述を含む可能性があるため、他の公的DBと同様に提供対象外としてよい。

No.	分類	個別対応	該当項目	加工処理（案）
①	個人を特定しうる特異な記述を含む可能性がある項目	申出によらず一律	摘要 難病名1 難病名2 難病名3 難病名4 難病名5 難病名6 難病名7	提供データにおいては空欄に置き換える。

注）「難病名」に対応する「難病コード」は提供対象とする。
「難病名」は自由記述項目であり、病名以外の情報（個人を特定しうる詳細な病態等）が記載されている可能性がある。

2.2 各データ項目の類型と加工処理の概要（2 / 7）

介護DB同様に、提供時のリスク低減を意図し、事業所・自治体・障害者及び障害児の居住地を識別する情報（事業所番号、都道府県番号及び市町村番号は除く）は提供対象外としてよい。

No.	分類	個別対応	該当項目	加工処理（案）
②	事業所・自治体の識別情報	申出によらず一律	郵便番号 主たる事業所名称（※） 名称（カナ） 名称（漢字） 住所（カナ） 住所（漢字） 電話番号 FAX番号 都道府県等名（カナ） 都道府県等名（漢字） 行政区名（カナ） 行政区名（漢字） 市町村名（カナ） 市町村名（漢字）	提供データにおいては空欄に置き換える。

注）事業所の所在地については、研究内容に応じて必要性が認められれば、市町村番号を提供可能である。

なお、NDBにおいては、研究内容に応じて必要性が認められれば、次の項目を提供することがある：医療機関等の所在する自治体（都道府県単位）、施設に係る識別情報（匿名化の上提供）。

（※）「主たる事業所名称」とは、その事業所の主たるサービスを提供している事業所名称である。

2.2 各データ項目の類型と加工処理の概要（3 / 7）

生年月日については、NDB同様に原則、年齢階級に変換して提供することとし、「生年月」の提供の希望があった場合には個別審査で判断することとしてよい。

また、年齢階級の区分の設定については、原則（※）に則ることとするが、他DBと同様に個別の希望があった場合には個別審査で判断することとしてよい。

No.	分類	個別対応	該当項目	加工処理（案）
③	生年月日	年齢階級の区分については指定可能	生年月日	原則、年齢階級へ変換する。希望があった場合には、年月の提供や若年層（20歳未満）については、年齢の提供も可能とする。

注）生年月日の項目は、日付を一律15日として、年月のみを保持した情報が格納されている。

（※）原則、以下の年齢階級で提供する。

障害児：

0～4、5～9、10～14、15～17歳

障害者：

18～19、20～24、25～29、30～34、35～39、40～44、45～49、50～54、55～59、60～64、
65～69、70～74、75～79、80～84、85～89、90～94、95～99、100歳以上

2.2 各データ項目の類型と加工処理の概要（4 / 7）

定員数や利用者数については事業所を特定しうる項目のため、介護DB同様に、階級化することとしてよい。

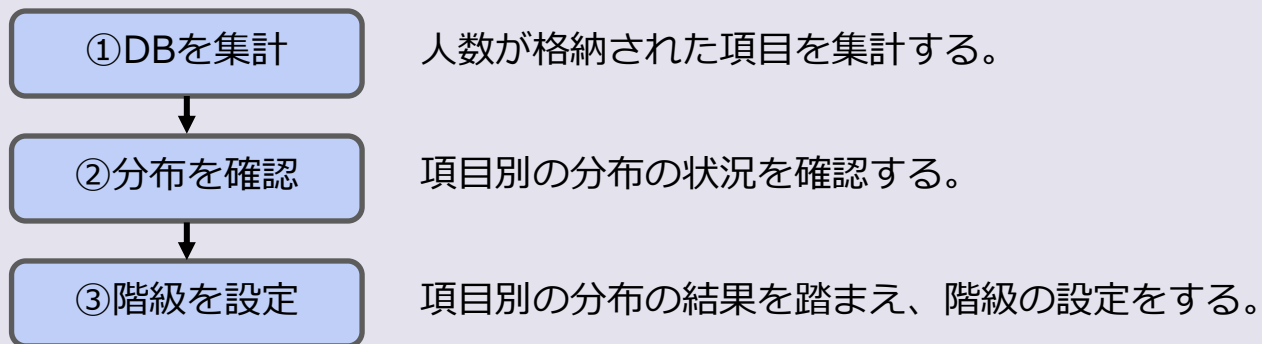
なお、NDBでは病床数が階級化されている。階級については、第三者提供開始前に項目ごとにDBを集計し、項目ごとに階級設定を実施する。

No.	分類	個別対応	該当項目	加工処理（案）
④	定員数・利用者数	階級区分の指定が可能（※）	利用定員数 旧法施設定員数 入所定員数 共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数 就労移行支援体制（就労定着者数）	原則、階級化して提供する。

注）定員数・利用者数の項目のうち、「共同生活介護夜間支援対象利用者数」「夜間支援等体制加算対象利用者数」「夜間支援対象利用者数（小規模事業所）」「共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数夜間支援等体制加算対象利用者数」「就労定着支援利用者数」については、すでにコード化された状態で格納されている。

（※）階級区分の指定が無い場合、事務局案の区分を適用する。**階級区分の指定がある場合には個別審査で判断する。**

階級設定のプロセス



2.2 各データ項目の類型と加工処理の概要（5 / 7）

介護DBと同様に、市町村番号については匿名化の有無を選択可能とし、匿名化を希望しない場合は個別審査で可否を判断することとしてよいか。

No.	分類	個別対応	該当項目	加工処理（案）
⑤	市町村番号	匿名化有無を選択可能	都道府県等番号 証記載都道府県等番号 政令市市町村番号 登録市町村番号 市町村番号 指定市町村番号 証記載市町村番号 助成自治体番号 行政区番号	原則、匿名化する（※）。

注）該当項目に記載している項目のうち「都道府県等番号」には障害児支援の通所支援の場合に市町村番号が格納されているため、「市町村番号」に関する処理の対象項目としている。障害児支援の入所支援の場合に都道府県番号が格納されているが、「市町村番号」と同様に、「都道府県等番号」の項目に一律の処理を適用する。

（※）匿名化を希望しない場合には個別審査で判断する。
なお、iDBでは市町村番号は原則、提供していない。

2.2 各データ項目の類型と加工処理の概要（6 / 7）

他の公的DBでは、都道府県番号は匿名化されないため、都道府県番号は原則、匿名化しないこととする。

障害福祉DBでは「難病等対象者」の人数が少数であり、都道府県番号との組み合わせにより、個人が特定される可能性があるため、難病名を特定する項目（難病コード）の提供を希望する場合に、原則、匿名化することとしてよい。また、申出者から匿名化しない旨の希望がある場合には個別審査で可否を判断することとしてよい。

No.	分類	個別対応	該当項目	加工処理（案）
⑥	都道府県番号	匿名化有無を選択可能	都道府県番号	原則、匿名化しない。 難病コードの提供を希望する場合には、原則匿名化する（※）。

注）ここでは都道府県番号のみが格納されている項目についての処理を説明している。

都道府県番号に似た表記の項目として「都道府県等番号」があるが、

「都道府県等番号」に関する処理は、前頁No.⑤の市区町村番号に関する処理を参照のこと。

（※）障害者総合支援法の対象疾病の疾病の名称に対応したコード（難病コード）の提供を希望する場合には、都道府県番号は原則、匿名化する。**匿名化を希望しない場合には個別審査で判断する。**

なお、難病・小慢DBでは、疾病を識別できる場合であっても、都道府県名を匿名化せずに提供している。

2.2 各データ項目の類型と加工処理の概要（7 / 7）

事業所番号については、匿名化を必須としてよい。

No.	分類	個別対応	該当項目	加工処理（案）
⑦	事業所番号	申出によらず一律	事業所番号 上限額管理事業所番号 計画相談支援事業所番号 障害児相談支援事業所番号 指定事業所番号	匿名化することを必須とする。